

NTT東日本伊豆病院 倫理委員会内規

制定 2017年11月17日 東総人医伊病第 17 00013 号

改定 2018年11月13日 東総人医伊病第 18 00298 号

改定 2023年10月20日 東総医伊 000200000457-01 号

東総人医伊第 17-00013 号

2017年11月17日

倫理委員会内規を以下のとおり定める。

(設置の目的)

第1条

医療における倫理、患者の権利と責任、職業倫理に関する課題等について、職員等からの諮問事項について検討することを目的とする。

(構成)

第2条

倫理委員会は、委員長、委員（NTT東日本伊豆病院に勤務する職員若干名）、院外第三者（1名以上）をもって構成し、具体的には病院長が決定する。なお、委員会の趣旨を踏まえ、病院長は構成員に含めない。

(開催)

第3条

倫理委員会は、原則として6月、10月、2月に開催することとし、委員長が召集しその議長となる。

但し、必要あるときは、臨時に開催または休会することができる。

(答申)

第4条

委員長は、審議の経過およびその結果を速やかに病院長に答申する。

(事務局)

第5条

- 1 倫理委員会の事務局は、企画担当に置く。
- 2 事務局は議事録を作成する。